

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社 浦和機工
主たる営業所の所在地	兵庫県尼崎市
許可番号	兵庫県知事許可（般—30）第 215527 号
許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、 機械器具設置工事業

### 2 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 5 月 2 7 日
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項本文（同条同項第 2 号該当）
処分の内容	<p>建設業法第 2 8 条第 1 項の規定に基づく指示</p> <p>1 今回の違反行為の再発を防ぐため、次の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、速やかに役職員に周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員に対し、継続的に研修等を行うこと。</p> <p>(3) 建設業法において専任で配置することとされている営業所の専任技術者、監理技術者又は主任技術者がそれぞれ適正に配置されるよう業務運営について調査点検を行うとともに、社内の業務管理体制について、より一層整備、強化を行うこと。</p> <p>2 上記 1 で講じた措置（上記 1 の措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）を速やかに文書で報告すること。</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社浦和機工は、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない専任技術者を、工事現場ごとに専任の技術者を要する工事（令和 2 年 6 月 22 日及び令和 3 年 10 月 7 日付是永鐵工所発注の「愛知県知多南部広域環境組合」発注「ゴミ処理施設建設請負工事」）の主任技術者として配置し、従事させた。</p> <p>このことは、建設業法第 7 条第 2 号及び第 2 6 条第 3 項に違反する。</p>